

入所選考基準の検討課題について

1. 保育士等の子どもの優先入所について

(1) 背景

保育士等の子どもの優先的な入所については、国通知（平成29年9月29日付「保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて」等）にて、待機児童解消のため有効であることから、優先的な取扱いとするよう推奨されています。また、前回改正時においても議論があったものの、特定の職業を優先することは難しいといった観点から本市においては未実施としてきました。しかし、今般の保育所の整備にあたり、保育士不足が深刻化しており、優先的扱いとしている自治体も増えている（13市／26市）ことから、本市においても改めて議論をお願いしたいと考えています。

(2) 現状

平成30年度4月入所 保護者が保育士等※の結果

申請者	内定	保留	うち待機
73(62・16)	63(55・15)	10(7・1)	4(3・1)

※保育士、看護師、栄養士、調理員
採用内定者を含む。()の数字は
(保育士のみ・うち市内施設のみ)

(3) 検討

待機児童対策を進めていく中、幼稚園・保育所等（以下「保育所等」という。）の職員の確保は課題となっています。このような社会的必要性を背景としつつも、他の職業の社会的必要性との優劣について詳細に判定していくことは困難であることから、他の職業の方とのバランスも考慮しながら検討していく必要があります。

ア. 対象とする職種

保育所等に勤務する職員には、有資格者である保育士、幼稚園教諭、看護師（保健師）、栄養士、調理師、子育て支援員（保育）のほか、無資格の保育補助者、調理員、用務員、事務員の方などがいます。

案① 保育士に限る。

案② 保育施設等に勤務する有資格者に限る。

案③ 保育施設等に勤務している方全てを対象とする。

イ. 対象とする働き方

保育所等に勤務する職員には、常勤職員のほか、朝・夕の時間帯、土曜日などの限られた時間を働く非常勤職員、パートタイム職員、派遣社員など多様な働き方の方がいます。

- 案① 常勤職員に限る。
- 案② 保育所等に雇用されている職員に限る。
- 案③ 派遣社員を含め、保育所等に勤務する職員全てを対象とする。

ウ. 対象とする施設

保育所等の施設の種類の種類は、待機児童対策及び認可の有無で分類する、以下のとおりとなります。

	待機児童対策に含まれる		待機児童対策に含まれない	
	認可施設	無認可施設	認可施設	無認可施設
教育施設	認定こども園 幼稚園(預かり保育実施)		幼稚園(預かり保育未実施)	幼稚園類似施設 無認可幼児施設
保育施設	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業 家庭的保育事業	認証保育所 定期的保育事業 1歳児1年保育 企業主導型保育事業		企業所内保育所 一時保育所 ベビーホテル 病児・病後児保育

- 案① 認可保育施設に限る。
- 案② 待機児童対策に含まれる認可施設
- 案③ 待機児童対策に含まれる認可施設及び無認可施設
- 案④ 全ての保育所等

また、これらの施設が市内に所在するか否かで区分することも考えられます。

エ. 入所選考における優先度

認可保育施設の利用調整は「保育所入所選考基準」に基づき、保育の必要性を指数化し、指数（基本指数と調整指数の合計）及び、指数が同点の場合は優先項目によって順位を決定します。

指数を変更する場合は保育の必要性の判定に大きく影響するため、就労状況（日数・時間）等にかかわらず、保育士等が認可保育施設に入所できる可能性が高まる一方、職業による不公平感を惹起する可能性があります。

優先項目を変更する場合は就労状況等が指数で同点の場合に考慮されるため、就労状況（日数・時間）等の保育の必要性が同程度の方のなかで優先されることから、現状よりも保育士等が保育施設に入所できる可能性が高まりつつ、職業による不公平感も低減されます。

- 案① 調整指数で加点する
- 案② 同点優先項目で加点する

2. 地域型保育事業又は認証保育所等における卒園時の入所加点等

(1) 背景

前回の改正にて、地域型保育事業の3歳児以降の保育の提供を確保し、保護者が保育施設を選定する際の選択肢を広げるため、地域型保育事業を利用する児童が2歳児で卒園する場合に4月入所の審査に限り15点の調整指数の加点を行いました。加点により、地域型卒園児の保育確保には実績を残していますが、一方で2歳児クラスまでの認証保育所等の卒園児（調整指数5点）との差が生じています。

(2) 現状

地域型卒園児の入所状況（H30.4月）

卒園児	保育所	幼稚園
90	80	10

3歳新規入所申請者のうち、認証保育所等在園児の入所状況

申請者	内定	保留	うち待機児童
27(10)	22(8)	5(2)	0

※()は受入が2歳児までの施設に在園している場合

(3) 検討

加点により地域型卒園児の保育継続の担保が一定なされており、現状では3歳児クラスの待機児童が発生していない状況です。一方で認証保育所等の卒園児は加点が低いことから、基本指数が満点の場合でも、地域型卒園児が優先されることで、施設に入れたものの希望順位が低い園であったなど、一部で不公平感が生じています。なお、市内には預かり年齢が2歳まで（6施設）、3歳まで（1施設）、就学前まで（7施設）の認証保育所等があります。

ア. 対象とする児童

- 案① 認証保育所等を卒園する児童
- 案② 認証保育所等に在籍している児童が3歳児クラスの4月入所を希望する場合

イ. 入所選考における優先度

地域型保育事業卒園児については調整指数により加点を実施していることから、認証保育所等在籍児童についても、調整指数で行うことが考えられます。

ウ. 調整指数の変更

- 案① 地域型保育事業卒園児の調整指数を減点し、認証保育所等卒園児に近づける。
- 案② 地域型保育事業卒園児の調整指数を減点し、認証保育所等卒園児と同点とする。
- 案③ 認証保育所等卒園児の調整指数を加点し、地域型保育事業卒園児に近づける。
- 案④ 認証保育所等卒園児の調整指数を加点し、地域型保育事業卒園児と同点とする。

3. きょうだい同園入所について

(1) 背景

前回の改正では、きょうだい既に在園する世帯の、新規申請における優先項目について、きょうだいのいない児童とのバランスを考慮し廃止しました。一方で、既にきょうだいが別の保育園に在園する場合、きょうだい同一園への転園に新たな加点を設けることで、転園が有利になるように改正を行いました。

(2) 現状

きょうだいの入所世帯状況推移

(4月1日現在)

在園児童状況	在園状況	H26	H27	H28	H29	H30
2名在園	同園	324	356	385	402	427
	別園	47	73	106	150	138
3名在園	同園	15	11	18	21	21
	別園	4	7	3	6	8
4名在園以上	同園	0	1	2	1	1
	別園	0	0	0	0	2
合 計		390	448	514	580	597
きょうだい同園世帯の割合		87%	82%	79%	73%	75%

← 前回改正

年度途中のきょうだい園への転園者数

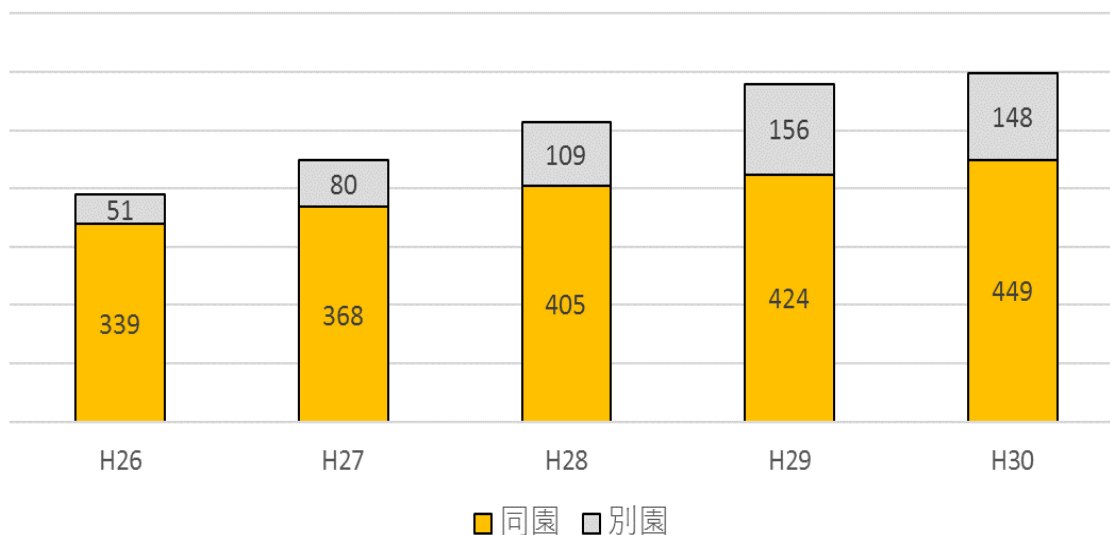
H27	H28	H29
4	7	7

きょうだい園への転園者

(H30.4.1)

申請	転園	決定率
52	38	73%

きょうだい同園入所世帯の推移



(3) 検討

在園児の方で、きょうだい別園となっている世帯の割合については、改正前 13～18% から改正後に 20～25%に増加している一方で、きょうだい加点による転園者も増加しています。なお、きょうだい別園が増えた要因として、0歳から2歳までの地域型保育事業の整備が進んだことも考えられます。

前回改正の目的である、きょうだいのいない世帯への配慮という点では、前回改正時より待機児童の厳しい状況は続いており、きょうだいの優先項目を復活した場合、きょうだいのいない世帯が不利になる状況は変わっていないと考えられます。現在の結果をどのように評価するか、議論をお願いしたいと考えています。

待機児童数の推移

(4.1現在)

H27	H28	H29
143	154	146

案① きょうだい既在園世帯の優先項目を復活させる。

案② 現行制度を維持する。